

基山町コミュニティバス有料広告掲出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、基山町コミュニティバス(以下「コミュニティバス」という。)に民間企業等の広告を掲出することに関して必要な事項を定め、その広告媒体としての活用を促進することにより、基山町地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)の新たな財源を確保し、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 コミュニティバスの車体、停留所及び時刻表並びに協議会が実施する事業のうち、広告掲出が可能なものをいう。
- (2) 広告掲出 広告媒体に民間企業等の広告を掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体に掲出しない。

- (1) コミュニティバスの公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (7) その他掲出する広告として不適当であると基山町地域公共交通活性化協議会会長(以下「協議会会長」という。)が認めるもの

(広告媒体等)

第4条 広告掲出を行う広告媒体、広告の規格、広告掲出場所、掲出料、更新期間等については、別表に定める。

(広告掲出希望者の募集)

第5条 広告の掲出を希望する者(以下「掲出希望者」という。)の募集は、基山町ホームページ等で公募するものとする。

2 掲出希望者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- (2) 基山町建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領(平成7年訓令第3号)に基づく指名停止期間中の者
- (3) 基山町暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条第3号に規定する暴力団

員等である者

(4) 市区町村税を滞納している者

(5) 前各号に掲げる者のほか、コミュニティバスに広告を掲出することが適当でないと協議会会長が判断した者

(広告掲出の申込み)

第6条 掲出希望者は、基山町コミュニティバス有料広告掲出申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、協議会会長が指定する期間内に申し込むものとする。

(1) 事業内容を明らかにする書類

(2) 協議会会長が別に定める審査基準に基づいた広告案

(広告審査委員会の設置及び業務)

第7条 協議会会長は、広告媒体に掲載する広告を審査するため、基山町地域公共交通活性化協議会規約第10条に基づく基山町地域公共交通活性化協議会広告審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、申請のあった広告案について第3条及び前条第2号に規定する基準に基づき審査を行い、協議会会長にその結果を報告するものとする。

(委員会の組織)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

(1) 協議会会長

(2) 協議会副会長

(3) 基山町地域公共交通活性化協議会規約第4条第1項の規定のうち、「住民・利用者等」の代表者3名

(委員会の委員長及び副委員長)

第9条 委員会の委員長には協議会会長を充て、副委員長には協議会副会長を充てる。

2 委員長は、委員会の会議を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第10条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

5 第2項の規定にかかわらず、緊急の必要により委員会の会議を招集するいとまがないと委員長が認めるときは、書面の郵送により意見の聴取及び議決を行うことができる。

(広告掲出の決定)

第11条 協議会会長は、委員会の報告を受けて、掲出の可否を決定する。

2 掲出希望者の数が、第4条に規定する広告の枠数を超えたときは、協議会会長が別に定める方法により決定する。

3 協議会会長は、広告掲出の可否を決定したときは、その結果について、掲出希望者に基山町コミュニティバス有料広告掲出可否決定通知書(様式第2号)により通知する。

(委員会の庶務)

第12条 委員会における庶務は、定住促進課において行う。

(広告案内容等の変更要求)

第13条 協議会会長は、広告案の内容、デザイン等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要綱に抵触していると判断したときは、広告掲出の決定を受けた者(以下「広告主」という。)に対してその内容、デザイン等の変更を求めることができる。

(広告原稿の提出)

第14条 広告主は、協議会会長が指定する期間内に、協議会会長が指定する仕様による広告原稿を提出しなければならない。

(掲出料の納付)

第15条 広告主は、掲出決定後、協議会会長が指定する期日までに、掲出料を一括納付するものとする。ただし、協議会会長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲出の取消し)

第16条 協議会会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく、広告の掲出を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに掲出料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 第13条の規定による広告案の内容、デザイン等の変更を広告主が行わないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、コミュニティバスへの広告掲出が適切でないと協議会会長が判断したとき。

(広告掲出の中止)

第17条 広告主は、自己の都合により、広告の掲出を中止するときは、基山町コミュニティバス有料広告掲出中止申出書(様式第3号)により協議会会長に申し出なければ

ならない。

(費用負担)

第18条 広告の作成及び広告内容等の変更並びに掲出及び撤去に費用を要する場合は、
広告主が全ての費用を負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、広告の内容、デザイン等を変更する場合は、変更に係る
広告の作成及び掲出を行う業者は協議会会長が指定するものとし、これに要する全
ての費用は、広告主が負担するものとする。

(広告主の責務)

第19条 広告主は、広告の内容等、掲出された広告に関する一切の責任を負うものと
する。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の
内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、協議会会長に
対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主
の責任及び負担において解決するものとする。

(事業の休止又は廃止)

第20条 協議会は、やむを得ず、掲出を休止又は廃止する場合は、60日前までに広告主
に協議を申し入れるものとする。

(委任)

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月16日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、平成29
年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月29日から施行する。

別表（第4条関係）

広告媒体	広告スペース	広告の規格 (cm)	広告掲出場所	掲出料 (円/1 ヶ月)	掲出期間	申込み 受付期間
車体	ボディ	90×50	1号車	10,000	最長12か月 (各月の1日 から末日まで)	随時 (希望月 の前月10 日まで)
車体	ボディ	90×50	2号車	10,000	最長12か月 (各月の1日 から末日まで)	随時 (希望月 の前月10 日まで)
車内	車内上部	42×29.7 (A3横)	1号車及び2 号車 (車両2台に、 同一広告を1 か所掲出)	3,000	最長12か月 (各月の1日 から末日まで)	随時 (希望月 の前月10 日まで)
車内	座席	21×29.7 (A4)	1号車及び2 号車(1か所掲 出)	3,000	最長12か月 (各月の1日 から末日まで)	随時 (希望月 の前月10 日まで)
車内	運転席裏	21×29.7 (A4)	1号車1枠	3,000	最長12か月 (各月の1日 から末日まで)	随時 (希望月 の前月10 日まで)
バス停	裏面	上部 23×33 下部 23×56	バス停(1か所 掲出)	5,000	最長12か月 (各月の1日 から末日まで)	随時 (希望月 の前月10 日まで)
関連印刷物 広告	きやまコ ミバス便 利帳内 広告枠	1区画4.6× 17.5 複数区画で の掲載も可	きやまコミバ ス便利帳	2,000	同一広告物で 1年間	きやまコ ミバス便 利帳発行 日の75 日前まで